

平成23年 臨時（第9回）大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成23年11月21日（月）午後1時10分～午後1時20分

2. 場 所 大分市役所第2庁舎4階 教育長室

3. 出席委員

一番委員	小林	達也
二番委員	角山	光邦
三番委員	高橋	英子
四番委員	大久保	真理子
五番委員	足立	一馬

4. 出席事務局職員

教育部長	右田	芳明	教育部参事	堀	美代子
教育部教育監	原	一美	教育部参事	王永	光洋
次長兼教育総務課長	後藤	芳史	教育企画課長	澁谷	有郎
教育企画課参事	佐藤	修			

5. 書記

教育総務課参事	友	康彦	教育総務課主査	水田	寿憲
---------	---	----	---------	----	----

6. 傍聴人 なし

7. 議 題

(1) 議案審議

(教議第48号) 大分市立中学校設置条例の一部改正について

8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成23年臨時（第9回）大分市教育委員会を開会いたします。 (午後1時10分 開会)

委員長 会議に先立ち署名委員を4番委員、5番委員にお願いします。

それでは、議案審議に入ります。教議第48号「大分市立中学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育企画課長 教議第48号「大分市立中学校設置条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、大分県立二豊学園内に、大分市立竹中中学校二豊学園分校を設置いたしたく、大分市立中学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

これまでのいきさつや県と市との協議の内容等につきましては、その都度、本委員会でご報告を申し上げ、また、先般11月16日には、二豊学園を視察していただき、施設及び生徒の状況を現地にて直接ご覧いただいたところでございます。

二豊学園は、児童福祉法に基づき大分県が設置している児童自立支援施設であり、所在地は、大分市大字端登5番地、竹中小学校及び竹中中学校の校区でございます。

平成10年に改正児童福祉法が施行され、児童自立支援施設の長には、入所中の学齢児童生徒を就学させる義務が課せられましたが、二豊学園では、同法の附則の規定により、学校教育に準じる教科指導が実施されてきております。

平成24年4月を目途に同施設に入所中の学齢児童生徒に義務教育を実施できるよう、施設内に大分市立の小学校の分教室及び大分市立の中学校の分校を設置する方向で県との協議を進め、この度、実施に関する基本事項について、市長と知事との間の合意となる「協定書」の締結に至りました。

協定書の締結後、本年中に、学級編制や教職員配置の基本的な考え方、教育課程や学籍の取り扱い及び学校運営に関する規定など、実施に関する具体的諸事項について、市と県の教育委員会教育長及び県の福祉保健部長の3者による「基本方針」の締結を行う予定といたしております。

以上のことから、大分市立竹中中学校二豊学園分校の項を挿入する改正案につきまして、本委員会でご決定をいただき、ご決定のうへは、第4回市議会定例会での審議・決定を経て、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問などありませんか。

委員 分校にする意味は、どういうことなのでしょう。

教育企画課参事 二豊学園は、児童自立支援施設でございますので、学校教育法第1条に定めます「学校」ではございません。

二豊学園で学校教育に準じる教育をしたとしても、就学させているということにはなりません。分校を設置することによって、就学させているという状態になるということです。なお、中学生につきましては、年間を通じて20名程度、常時入所者がいる状態です。小学生につきましては、入所がある年とない年がございまして、今年度と昨年度は入所者がいない状況です。そのような状況を踏まえまして、中学校は分校設置、小学校は分教室という形で運営をするということでございます。

委員 独立した形には、できないということですか。

教育企画課参事 本校にということですね。この件に関しましては、県とも協議をさせていただきました。まず、本校を設置する人数がいるかどうかということ、また本来でしたら、入所者が一人もいない状態が望ましい、といった状況から、分校を設置するほうが良いのではという結論に達しました。

委員 わかりました。

委員長 他にご質問等はありませんか。

委員長 ないようでしたら、私から質問させていただきます。

具体的には、転校手続きをするのですよね。

教育企画課参事 そのとおりでございます。転校の手続きを取りますが、入所している生徒の福祉の面から、また教育的な配慮の面からも、卒業する時は、元在籍していた学校に戻す形を考えております。

委員長 その子の指導要録には残るのですか。

教育企画課参事 指導要録上は残ります。ただ、履歴に関しましては、どこに転校したとかは、特に求められない限り記載する必要はないかと思っておりますので、そのあたりは配慮が行き届くのではないかと考えております。

委員長 竹中中学校に転校となるのですね。

教育企画課参事 要録上は、竹中中学校二豊学園分校と記載が残ります。

委員長 校長先生は、出来る限り二豊学園に足を運ぶことが望ましいですね。
教育企画課 参事 おっしゃるとおりだと思います。ただ、分校には管理者として分校教頭を置くことと致しておりますので、通常は教頭の管理のもとで行うこととしております。

委員長 他にご質問等はございませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第48号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め本案は原案のとおり決定されました。

委員長 本日の議案の審議は以上になります。事務局の方から、他に何かありませんか。

次長兼 教育総務課長 次回定例の教育委員会ですが、11月25日(金)午後3時40分～でお願いいたします。

なお、当日午後2時00分～学校長との教育懇談会を開催いたしますので、併せてよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

委員長 他に何かありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後1時20分 閉会)